

ひとりきで決めることがしんぱいな人へひと

その人らしい暮らしをいっしょにつくる



自分ひとりではよく分からない! ?

そんなときでも あんしん 安心してくらするために

● 成年後見制度ってなんだろう?

知的障害・精神障害・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続をするときにお手伝いする制度です。

成年後見人などに
してもらえること

- ・福祉サービス・介護の手続や契約のお手伝い
- ・保険料や税金の支払いやお金の出し入れのお手伝い
- ・よく分からずにした契約の取消
- ・入院や施設への入所の手続のお手伝い

まずは相談!

片品村役場保健福祉課・地域包括支援センターに相談

窓口（成年後見制度中核機関）ができました。

成年後見制度について分からない事があればお電話ください。あなたや家族の気持ち、暮らし方など不安を聞かせて頂く事によりふさわしい支援を一緒に見つけましょう。裏面へ

相談先

片品村役場 保健福祉課 0278-58-2115

片品村地域包括支援センター 0278-58-4020

たいせつ あなたと あなたの大切な人のために

すぐに支援が必要な方

ほうていこうけんせいど 法定後見制度

ご本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所から後見人等が選ばれる制度です。ご本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。

将来に備えたい方

にんいこうけんせいど 任意後見制度

ご本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめご本人が自ら選んだ人（任意後見人）に、自分の判断能力が低下した場合に、してもらいたいことを契約で決めておく制度です。

利用の流れ：家庭裁判所への申立が必要になります。利用の流れ：任意後見受任者と公証役場での
手続は1～2ヶ月程度かかります。 契約が必要になります。



※中核機関では、権利擁護や成年後見制度の利用が必要になった方に支援が届くように広報や啓発を行い、ご本人や後見人になった方の相談などを受け付けています。また、福祉や法律の専門家の方と連携して必要な機関につなげるよう権利擁護の中核的な役割をもっています。支援者の方からの相談も受け付けております。お気軽にご連絡ください。